

# 万惣（アルゾ）カード 会員規約 (2019.3)

## 第1条（目的）

本規約は、株式会社万惣（以下、「当社」という）が管理及び運営する電子マネー「万惣（アルゾ）カード」（以下、「万惣カード」という）によるお取引について規定するもので、次条に定義する利用者は、本規約に従いお取引をしていただきます。

## 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 当社が運営する電子マネーとは、当社が発行し、万惣カードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) 当社が運営する電子マネーサービスとは、会員が物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下、「商品」という）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により万惣カードにチャージされた当社が運営する電子マネーを利用することで、当社の店舗より商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) 当社が運営する電子マネー機能とは、当社が運営する電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4) チャージとは、第12条に定める方法により、会員が万惣カードに当社が運営する電子マネーを加算することをいいます。
- (5) 当社が運営する電子マネー残高とは、会員が利用可能な当社が運営する電子マネーの量をいいます。

## 第3条（会員資格）

会員とは、16歳以上の個人で、本規約を承認の上、原則として申込者自筆により入会の申込みをされ、当社が入会を承認した方をいいます。

## 第4条（カード発行）

- (1) 当社は、会員に対し、万惣カードを貸与します。なお、カードの所有権は、当社に属します。
- (2) 万惣カードは本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡することはできません。
- (3) 万惣カードは会員お一人につき1枚とさせていただきます。
- (4) カード発行手数料として入会金300円を申し受けます。年会費は無料です。
- (5) 万惣カードは会員が脱会するか、もしくは会員の資格が喪失されるまで有効とします。脱会の際でも、カード発行手数料300円はお返ししません。

## 第5条（カード紛失・盗難等の再発行）

- (1) 紛失・盗難により万惣カードが再発行された場合、当社による万惣カードの利用停止措置が完了した時点の当社が運営する電子マネー残高が、再発行された万惣カードに引き継がれるものとします。
- (2) 会員が万惣カードの紛失・盗難等を申し出たから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、当社が運営する電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時に当社が運営する電子マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した万惣カードに残ったまま当社が運営する電子マネー有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 紛失・盗難による万惣カード再発行時、再発行手数料として100円を申し受けます。その際は、旧カードは自動的に失効するものとします。

## 第6条（会員情報の変更）

会員は、住所・氏名・電話番号等の変更があった場合、すみやかに当社へ届け出るものとします。

## 第7条（反社会的勢力の排除）

会員（本条については、入会申込みをしようとする方を含みます。）は、会員が、現在かつ将来にわたっても、次のいずれにも該当しないことを当社に対し確約するものとします。

1. 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の従業員、ならびに関係者、総会屋等およびその共生者。
2. その他前第1項に準ずる者。

## 第8条（会員資格の喪失）

- (1) 会員は、本規約に違反した場合、ただちに会員資格を喪失するものとします。

- (2) 当社が運営する電子マネーサービスの最終利用日から5年間、当社が運営する電子マネーサービスの利用がない場合、自動的に会員資格を喪失するものとします。ただし、新たに万惣カードに入会いただいた場合に限り、当社所定の方法で確認された残高を新しいカードへ移行し交付するものとします。

## 第9条（脱会）

会員は、随時脱会できるものとし、脱会に際しては、当社の店舗に脱会の申請とカードの返却を行うものとします。

## 第10条（会員規約の改版）

本規約に関する重要な事項・特典等を変更・廃止する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知します。当社が変更事項を通知もしくは告知した後、会員が当社が運営する電子マネーサービスを利用した場合又は脱会の申し出がなかった場合は、変更事項は承認されたものとします。

## 第11条（不正使用等の禁止）

会員は、万惣カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法によるを使用することはできないものとします。

## 第12条（チャージ）

- (1) 会員は、当社が運営する電子マネーマークの掲示された当社の店舗のレジ、その他当社指定の場所・方法にて、1,000円単位でチャージすることができます。
- (2) 会員は、1枚の万惣カードに対して、当社が運営する電子マネー残高が5万円超となるチャージはできないものとします。

## 第13条（当社が運営する電子マネーサービスの利用）

- (1) 会員は、当社の店舗で、当社が運営する電子マネーサービスを利用して商品等の購入をすることができます。
- (2) 会員が当社の店舗で当社が運営する電子マネーサービスを利用して商品等を購入する場合、当社が運営する電子マネー残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、当社の店舗において、商品等を購入する場合、当社の定める方法により、当社が運営する電子マネーとその他の支払方法を併用することができるものとします。当社が運営する電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- (4) 会員が当社の店舗において商品等を購入する場合に利用できる万惣カードの枚数は1枚に限ります。
- (5) 会員は、当社が運営する電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される当社が運営する電子マネー残高を照合し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社の店舗に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該当社が運営する電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

## 第14条（当社が運営する電子マネー残高）

- (1) 当社が運営する電子マネー残高は、当社が運営する電子マネーサービス利用時のレシート、万惣モバイルサイト（携帯サイト）、本規約末尾に記載のカード事業担当へのお問合せにて照会することができるものとします。
- (2) 最後に当社が運営する電子マネーサービスを利用した日および最後にチャージした日は、万惣モバイルサイト（携帯サイト）、本規約末尾に記載のカード事業担当へのお問い合わせにて照会できるものとします。

## 第15条（当社が運営する電子マネーの合算）

会員は、当社が認めた場合を除き、当社が運営する電子マネーを他のカードに移行することはできないものとします。

## 第16条（当社が運営する電子マネーサービスが利用できない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、当社が運営する電子マネーサービスを利用すること、ならびに当社が運営する電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社が運営する電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

- (2) 万惣カードの破損、または当社の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

## 第17条（換金等不可）

第20条の場合を除き、当社が運営する電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

## 第18条（紛議）

- (1) 会員が、当社が運営する電子マネーサービスを利用して購入した商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、商品購入店舗との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は、当社が運営する電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

## 第19条（個人情報の収集・利用）

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項および当社が運営する電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下、「個人情報」という）を、当社が万惣カード会員規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に記載した利用の目的のため、必要な保護処置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

## 第20条（当社が運営する電子マネーサービスの終了）

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、当社が運営する電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - ① 社会情勢の変化
  - ② 法令の改廃
  - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、当社が運営する電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

## 第21条（制限責任）

第16条に定める理由およびその他の理由により、会員が当社が運営する電子マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重大過失による場合を除きます。）ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

## 第22条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

## 第23条（業務委託）

当社は、本規約に基づく当社が運営する電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

## 第24条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

## 第25条（お問合せ窓口）

本規約についてのお問合せ、ご相談窓口は、下記とします。

株式会社 万惣 カード事業担当 TEL 082-941-5566  
受付時間：9：00～17：00

- 万惣カードは、当社が運営する電子マネーマーク（下記マーク）のある店舗で使用できます。

**万惣 alzo**